

船舶事故調査報告書

平成25年4月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者死亡
発生日時	平成24年7月15日（日） 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市石寺町地先の琵琶湖 彦根市所在の ^{ひなつ} 日夏山三等三角点から真方位299° 2,500m付近 (概位 北緯35° 14.7′ 東経136° 10.8′)
事故調査の経過	平成24年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 第一 ^{こうや} 光弥丸、5トン未満 250-20665滋賀、個人所有 5.79m (Lr) × 2.40m × 1.15m、FRP ガソリン機関（船内外機）、139kW、平成2年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月24日 免許証交付日 平成21年10月27日 (平成26年11月23日まで有効) 同乗者A 男性 47歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A、同乗者B、同乗者Cほか大人1人及び子供6人が乗船した後、琵琶湖の中央部付近から出発し、平成24年7月15日12時00分ごろに発進して琵琶湖東岸においてバーベキューをしている友人たちの所（以下「発進場所」という。）に向けて南東進した。 船長は、約30km/hで航行中、同乗者Aが、コックピットのサイドから前方にかけて設けられた風防ガラスの前部中央付近にある幅約80cmの間隙から前部甲板に上がり、船首端に設けられたクリートに固縛されている係留用の直径約18mmのロープを持って立ち上がったので、「落ちたらひっくり返るやんけ」と言って注意した。 同乗者Bは、間もなく同乗者Aが中腰の姿勢になったとき、同乗者

	<p>Aが着用していた救命胴衣をつかんで「あかん、あかん、危ないで。前に落ちんときや」と言ったところ、同乗者Aも「前に落ちたら終わってしまうの」と言ったが、前部甲板の後端の所で中腰の姿勢でいた。</p> <p>船長は、その後、琵琶湖東岸に至ったものの、目標を誤って発進場所の南方であることに気付き、東岸沖を北東進して発進場所の沖に達したとき、同乗者Aが係留用のロープを持ったまま再び立ち上がる中、Uターンをして南西方に船首を向けたところ、同乗者Aが中腰の姿勢に戻ったので、13時30分ごろ同乗者Aに「帰るぞ」と言って間もなく、同乗者Aが、右舷側に倒れて落水した。</p> <p>船長Aは、すぐにハンドルを右に取ってアクセルを戻した後、右旋回をして落水場所に戻ったところ、同乗者Aの背中が見え、その周囲が黒くなっていることに気付き、同乗者Cに救急車の手配を依頼するとともに、湖に飛び込み、付近を遊走していた水上オートバイの同乗者の援助を得て同乗者Aを本船に上げ、発進場所に戻って到着した救急車に引き渡した。</p> <p>同乗者Aは、15時10分ごろ死亡が確認され、死因は外傷性頭部損傷と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>バーベキューの参加者は、子供約10人を含む約25人であり、09時ごろから同乗者Aを含めてほとんどが陸路から発進場所に集合し始めていた。</p> <p>同乗者Aは、08時00分ごろ、自宅を出て自家用車で琵琶湖に向かった。</p> <p>本船は、滋賀県近江八幡市の係留場所から船長が操船して10時30分ごろ発進場所付近に到着し、他に水上オートバイが3隻参加していた。</p> <p>同乗者Aは、船長が勤める会社の同僚であり、過去に約5回バーベキューに参加して本船に同乗しており、また、泳ぐことができた。</p> <p>船長は、琵琶湖の中央部付近から出発するとき、琵琶湖の中央部付近まで水上オートバイに同乗して来た同乗者Aが本船に移ってきたので、本船に乗船する人数が1人増えることが気になり、同乗者Aに水上オートバイに戻ることを促した。</p> <p>船長は、同乗者Aに対して「帰るぞ」と言った後、ハンドルを左に取ったかどうかははっきりとは覚えていなかった。</p> <p>付近を遊走していた水上オートバイの同乗者は、右側をすれ違おうとしている本船が左に回頭しているとき、同乗者Aが落水したので、落水したところに戻った。</p> <p>同乗者B及び同乗者Cは、同乗者Aが落水した後、係留用ロープの</p>

	<p>状況を見ておらず、また、船長は、同ロープを引き上げた記憶がなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>バーベキューには、ビール約19ℓ入り及びチューハイ約10ℓ入りの各サーバーが持ち込まれ、船長及び同乗者Aは、飲酒をしており、本事故後の船長の呼気アルコール濃度が、約0.1 mg/ℓと計測された。</p> <p>本船の最大搭載人員は、旅客6人、船員1人であった。</p> <p>本船の前部甲板には、船首端から約1m後方の所からコックピットの中央付近まで、高さ約10cmのハンドレールが設置されていた。</p> <p>同乗者Aの外來診療録によれば、右側頭部から左前頭部に向かって大脳を横切る線状痕があり、脳内に骨片も見られた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>同乗者Aの死因は、外傷性頭部損傷であった。</p> <p>本船は彦根市石寺町地先の琵琶湖東岸沖を航行中、前部甲板の後端の所に中腰の姿勢でいた同乗者Aが、右舷側に倒れて落水したことから、船外機と接触し、死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者Aに対し、「帰るぞ」と言って間もなく、同乗者Aが、右舷側に倒れて落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>同乗者Aの飲酒した量については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、最大搭載人員を超えて乗船させていた。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が彦根市石寺町地先の琵琶湖東岸沖を航行中、前部甲板の後端の所に中腰の姿勢でいた同乗者Aが、右舷側に倒れて落水したため、船外機と接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、船体の動揺などによって体のバランスを崩した際、落水する虞がある所に行かないこと。 ・飲酒して船舶を操縦することは厳に慎むこと。 ・最大搭載人員を超えて乗船させないこと。